

雇児発 0331 第 44 号  
平成 29 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 里親支援事業の実施について

家庭は、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である一方、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭に近い環境での養育を推進することが重要である。

このため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「法」という。）では、国及び地方公共団体は、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、まずは、子どもが養子縁組や里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）といった「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずることとしている。また、里親制度の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を行うこととともに、養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うことを都道府県（児童相談所）の業務として位置付けている。

これらを踏まえ、今般、里親支援等の業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援事業実施要綱」を定め、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

おって、平成 20 年 4 月 1 日雇児発第 0401011 号「里親支援機関事業の実施について」は、平成 29 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(別紙)

## 里親支援事業実施要綱

### 第1 目的

全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。

このため、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。

この里親等への委託を推進するため、里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

### 第2 実施主体及び里親支援機関の指定

#### 1 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

#### 2 里親支援機関の指定

都道府県は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関（A型）として指定するものとする。

この場合、都道府県は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができる者と認められた者についても、里親支援機関（A型）として指定し、委託することができる。

また、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院であって、事業の委託を受けずに第3に掲げる事業を行っている者については、その役割を明示するため、里親支援機関（B型）として指定すること。

### 第3 事業内容

#### 1 里親制度等普及促進事業

##### (1) 趣旨

里親制度及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委

託の推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者（以下「養親」という。）による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、養育技術の向上を図るものである。

## （2）事業内容

### ① 普及啓発

里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、養育里親を開拓するとともに、養子縁組を円滑に推進するため養子縁組里親を開拓する。

### ② 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

### ③ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

### ④ 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

## （3）留意事項

① 講演会・説明会等や各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。

④ 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、積極的に講演会・説明会や各種研修に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。

## 2 里親委託推進等事業

### (1) 趣旨

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図るものである。

### (2) 事業内容

この事業は、次の①及び②を行うこととする。

#### ① 里親とのマッチング

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。

#### ② 自立支援計画の作成

里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。

### (3) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位及び児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を設置することとする。

#### ① 里親等委託調整員等の配置

事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画及び里親等と乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）、関係機関との円滑な調整、自立支援計画作成等を行う里親等委託調整員を配置すること。

また、里親等委託調整員の業務を補助する職員として、委託調整補助員を配置することができる。

#### ② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親等委託調整員、施設の里親支援専門相談員及び里親により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導を行うこと。

エ 里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。

オ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親又

はファミリーホームに関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(4) 里親等委託調整員の資格要件

里親等委託調整員は、里親制度等に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者であって、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者。
- ⑤ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつてはその長とする。以下同じ。）が①から④までに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(5) 事業の実施方法

① 里親とのマッチング

ア 委託候補里親の選定にあたっては、平成 23 年 3 月 30 日雇児発 0330 第 9 号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。

イ 子どもと里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。

ウ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

② 里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画作成

ア 自立支援計画は、子ども本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成すること。

イ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親又はファミリーホームの生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定すること。

ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しを行うこと。

3 里親トレーニング事業

#### (1) 趣旨

子どもが委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

#### (2) トレーニング対象となる未委託里親

この事業のトレーニング対象となる未委託里親については、養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望するもののうち、都道府県知事が適当と認めた里親とする。

#### (3) 事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

① 未委託里親の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次のアからウについて継続かつ反復して実施すること。

ア 事例検討・ロールプレイ

イ 外部講師による講義の実施

ウ 施設及び既に子どもが委託されている里親宅における実習

② 未委託里親の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

#### (4) 事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下、「里親トレーナー」という。）を配置して実施すること。里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時に未委託里親に対するトレーニング状況を報告すること。また、児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから未委託里親に対するトレーニング状況を聴取し、その把握に努めること。

#### (5) 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

① 社会福祉士

② 精神保健福祉士

③ 法第13条の第3項各号のいずれかに該当する者

④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者

⑤ 都道府県知事が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

#### (6) 留意事項

「(3) ①ア」に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親が里親になろうとした動機等の個々の未委託里親の状況を考慮すること。

### 4 里親訪問等支援事業

#### (1) 趣旨

里親や養親などが養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。

このため、里親等（里親の同居人及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の補助者並びに養親及び養親希望者を含む。以下4（1）、（2）、（3）及び（5）において同じ。）に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。

## （2）事業内容

この事業は、次の①及び②を行うものとする。

### ① 里親等への訪問支援

現に子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親とこれを受入れる里親や施設の間の調整を行う。

### ② 里親等による相互交流

里親等や里親となることを希望する者が集い、養育についての話し合いを行う等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

## （3）事業の実施体制

この事業は、主たる担当者として里親等相談支援員を配置して実施すること。

また、里親等へ委託された子どもであって、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置することができる。

## （4）担当者の資格要件

### ① 里親等相談支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

エ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

オ 都道府県知事がアからエまでに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### ② 心理訪問支援員の資格要件は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者

イ 都道府県知事がアに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

#### (5) 事業の実施方法

##### ① 里親等への訪問支援

ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子（以下「委託された子ども等」という。）の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親等や当該里親等に委託されている子ども等と面識があるなど、当該委託されている子ども等の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。

オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子ども等を里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ 援助者は里親等相談支援員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

キ 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（ショートステイ又はトワイライトステイ）（以下「レスパイト・ケア等」という。）を利用できるように、受け入れ先となる里親や施設の里親支援専門相談員との間で、予め里親等に関する情報を共有しておくとともに、実際のレスパイト・ケア等の受け入れを通じて、里親と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。

##### ② 里親等による相互交流

ア 相互交流は定期的に実施するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携を取りながら支援にあたるものとする。

## 5 共働き家庭里親委託促進事業



### (1) 趣旨

里親支援機関における共働き家庭に対する相談体制を強化するとともに、官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

### (2) 事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

- ① 平日の昼間に相談することが困難な共働きの里親家庭に対して、適確に相談支援を行うため、里親支援機関における平日夜間、土曜、日曜及び祝日の相談支援体制を整備する。
- ② 里親として委託を受けた一定期間に取得できる独自の休暇制度の導入や在宅勤務制度の導入など、里親に委託された子どもの養育と就業との両立が可能となるような取組（以下「取組」という。）について、里親支援機関が企画・立案し、その実践を民間企業等に委託するとともに、得られた取組結果について、里親支援機関と実践した民間企業とで連携して分析・検証を行う。

### (3) 留意事項

- ① 取組の企画・立案にあたっては、実際に委託を受けている共働き家庭の里親の意見を十分に踏まえること。
- ② 取組の委託先は、事業の趣旨から、里親制度に対する知識と理解を有する民間企業等への委託を優先的に考慮することとし、事業を適切に遂行できる民間企業等の開拓に努めること。
- ③ 取組を実践する際には、里親支援機関と委託を受けた民間企業等の間で事前に調整等を行い、企画・立案した内容が円滑に実施されるよう配慮すること。

## 第4 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

## 第5 里親支援機関等の守秘義務

法第 11 条第 1 項第 2 号へにおいては、都道府県（児童相談所）における里親に関する業務が規定され、同条第 4 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 41 で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされているが、これらの規定により委託を受けた者について、法第 11 条第 5 項においてその守秘義務が規定されている。

また、里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や児童家庭支援センターが、里親支援機関（B型）として指定を受け支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の2において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。

なお、里親会やNPO法人など、児童福祉施設以外のものが里親支援機関（B型）として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、支援の実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- (5) (1) から (4) の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

## 第6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。